

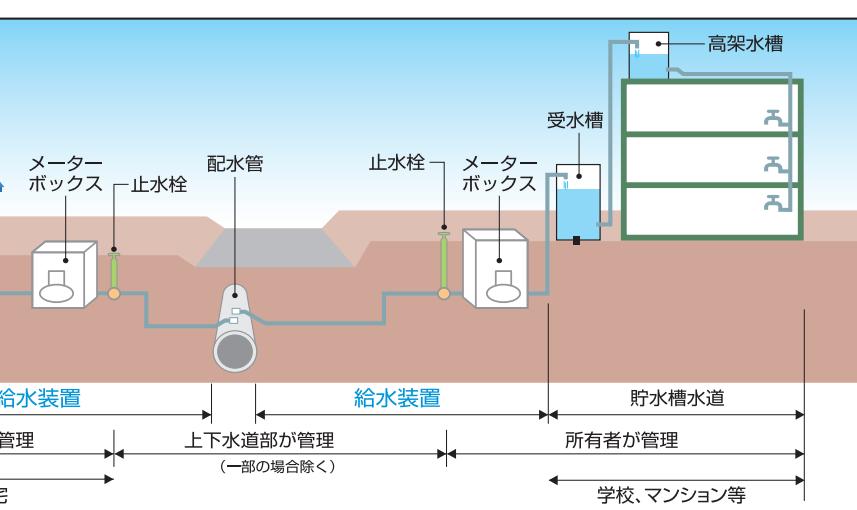
メーターを除く給水装置は皆様の財産です!!

感じた場合は設置者に相談をお願いします。

**メーターは村から
の貸与物です!**

道路に埋設された配水管に取り付けられた分水のための装置から家庭に引き込まれた給水管、止水栓、水抜栓、メーター、蛇口などの器具を総称して「給水装置」と呼んでいます。また、学校やマンションなどの様に、水道水を一度受水槽にためて給水しているものについては、受水槽のボールタップ（水を自動的に出したり、止めたりする装置）までが「給水装置」です。

メーターを除く給水装置はお客様の所有物（財産）であり、改造や撤去、修理などにかかる費用はお客様のご負担になります。また、止水栓より家側については、お客様の管理となりますので、漏水により高額な水道料金とならないよう、定期的に給水装置の点検を行い、漏水の早期発見にご協力ください。



給水装置の工事には 届出が必要です!

給水装置の工事（解体工事含む）が発生した場合は、村の指定を受けている工事店から村へ届出が必要になります。詳しくは、村上下水道部又は指定工事店にご相談ください。



水道メーターは、村からお客様に貸与しているもので、お客様には水道メーターの管理義務が発生します。万が一、メーターを破損又は紛失した場合は弁償していただく場合がありますのでご注意ください。

水道水源と放射性物質
村の水道水源は、約8割を地下水でまかなっていますが、放射性物質の地下への影響については、「放射性セシウムは土壤等に吸着されて地面表面に残留するため地下に容易には浸透しない」との見解が、厚生労働省から示されています。村の地下水水源はすべて深井戸であり表流水（河川水など）の影響を受けないところから、地下水資源に放射性物質が混入する可能性は極めて低いものと考えられます。

次に河川水についてですが、河川流域の土壤や空気中のちりに放射性物質が付着している場合、降雨などにより土砂やちりなどとともに放射性物質が河川水に混入することになりますが、仮に河川に放射性物質が混入した場合でも、浄水場での凝集沈殿や砂ろ過などの浄水処理によって、土砂などの濁質成分と一緒に、これに付着した放射性物質も除去されることが確認されています。

現在のところ、村の水道水源である河川から放射性物質は検出されていませんが、村では、浄水処理による濁質成分の除去を徹底するとともに、降雨などにより河川の水が濁ってきた場合は河川からの取水を停止するなどの安全対策を講じています。

水道水の放射性物質 検査を実施しました

平成24年5月と6月に水道水の放射性セシウムとヨウ素の検査を実施しましたが、いずれも検出されませんでした。

岩手県内の水道水からは、平成23年4月以降、放射性物質は検出されていないことから、村の水道水についても放射性物質が混入している恐れはありませんでした。